

令和 6年 10月 3日

笠間市社会福祉協議会寺崎支部地区内の皆様へ

笠間市社会福祉協議会寺崎支部しんこう会会長 川俣 昌広

令和6年度 秋の研修視察のお知らせ (参加者募集)

秋冷の候、地区内の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より、社協寺崎支部及びセンターさしろへの深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。



さて、迎賓館は本年度特別展示があります。とげぬき地蔵は、おばあちゃんの原宿と呼ばれています。お地蔵様へ祈願することで病を患っていた人が治ったり、誤って飲み込んでしまった針が偶然に取れたという江戸時代の逸話からとげぬき地蔵と呼ばれています。

そこで、寺崎しんこう会の事業として「国宝・迎賓館赤坂離宮見学ととげぬき地蔵参詣」を下記のとおり計画しました。つきましては、皆様お誘いのうえご参加をお願いし

記

- 1 日 時 令和6年11月15日(金) 8:00集合・出発
- 2 集合場所 笠間市地域交流センターさしろ
- 3 参加者 笠間市寺崎地区内の居住者に限ります。
- 4 参加費 5,000円
※ 諸物価高騰の折、参加費の値上げをお願いします。尚、車内の飲み物については、各自お持ちになってください。
- 5 申込方法 会長川俣(72)4472 会計小嶋(72)4790 へ連絡をお願いします。
※ 申込みの折には、区名・氏名・住所・電話番号・生年月日をお願いします。(今年度は、旅行保険加入のため生年月日をお願いします。)
- 6 申込締切 令和6年10月24日(木)
尚、バスの定員45名になり次第締め切らせていただきます。
(昨年度は、遅れた申込みがありました。期日を守ってお願いします。)
- 7 主な日程

8:00~	→→→	10:15~11:15
センターさしろ集合・出発	(高速道)	巣鴨とげぬき地蔵参詣
→→→	11:40~12:40	→→→
	昼食・楠公レストハウス	13:00~14:20
		迎賓館赤坂離宮見学
→→→	16:55	※ 移動時刻については、多少のズレがあると思います。
(高速道)	センターさしろ解散	

共催：笠間市地域交流センターさしろ



笠間市社会福祉協議会
寺崎支部
「しんこう会」だより

第29号-1

館内清掃及び周辺除草作業

センターさしろ運営委員会の皆様が、令和6年6月27日に館内清掃及び草刈りを行いました。今年は例年になく、朝から茹だるようで暑さ負けしそうな方もおられました。参加者が一丸となって協力したので「清潔で安全なセンターづくり」を目標に活動できました。お世話になり、有難うございました。

本年度は、笠間市の予算でホールの壁紙の張替え工事が予定されています。きれいな室内環境づくりをお願いします。



笠間市社会福祉協議会
寺崎支部
「しんこう会」だより

第29号-2

手話教室開催



令和6年9月14日に、笠間市手話サークルさしろ所属の亀石幸枝様、長谷川千佳様、増子勝也様、吉沢由美子様をお招きし、手話について研修することができました。今年度は、従来の一般会員に加え、小学生を交えた3家族が参加してくれました。笠間小では、総合的な学習の時間で手話について4年生が学習します。今回は1年生から7名が手話の学習をしました。



手話は、ろう者とろう者、ろう者と健聴者との会話に使われるコミュニケーション手段です。通常の音声言語を考えると分かる通り、音（手話では指や動作の形）が間違えば大きな誤解が生じかねません。手の動きだけでなく、表情や動作の速さも重要な意味をもちます。手話は、コミュニケーション手段で、聴覚言語です。



参加者全員が自分の名前の言い方を学び表現しました。例えば、鈴木さんは、「鈴」は鈴を振る仕草、「木」は両手の親指と人差し指で幹の太さを表現し開かせながら上に挙げ葉が生い茂っている様子表現します。

「茨城県手話言語の普及の促進に関する条例」について

手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とうろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合い、共生することができる社会を実現することを目指し平成30年10月2日に施行されました。

○ 基本理念

手話の普及等は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者の知的かつ心豊かな生活の実現に重要な役割を担うものであるとの基本認識のもとに行います。

手話の普及等は、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、ろう者とうろう者以外の者が、相互に尊重し合いながら共生することを基本に行います。



水戸市
先進都市水戸市の
冊子

消費者トラブル研修会を実施

(センターだより24-1に続く要点)

女性学級は、7月3日に第3回研修会「消費者トラブルの予防と解決」を行いました。

○ デジタル社会に求められること

- ・ 現代社会では、社会全体が急速にデジタル化しAI等の技術が進展しています。それに伴い、消費者を取り巻く取引やサービス、コミュニケーションも大きく変化しています。時代の変化に対応するために、**消費者にはデジタルサービスの仕組みやリスクの理解、情報に対する批判的思考力、適切に情報を収集・発信する力**（応用的な「消費者力」）が求められています。
- ・ デジタル時代にあつて、消費者トラブルの防止と解決のためには、**消費者力の原点である「気付く・断る・相談する」という基礎的な消費者力の必要性**に変化はありません。消費者が社会のデジタル化に対応するためには、先ず基礎的な消費者力を備えることが不可欠です。

○ 消費者の「気付く力」と地域の「気付く力」

- ・ 消費者トラブル予防と防止には、契約時に**これは可笑しい、何か変だな**等の消費者自身の**気付く力**が必要です。個々の高齢者に**気付く力**を求めることは難しいです。地域全体の**見守り**が必要です。見守りは、**気付き→声掛け→つなぐ**という流れがあります。中でも、**気付きは重要**です。

○ 様々な悪質商法

- ・ 問題は、**誤認誘導商法**（電話勧誘）、**健康商法**（電話勧誘・通信販売・ネット販売）、**定期購入**（通信販売）、**からり商**



法（電話勧誘）、**占い勧誘**（通信販売・ネット販売）、**リフォーム商法**（訪問販売）・**点検商法**（訪問販売）です。具体例は、今後の事例研修で行う予定です。

- ・ 悪質商法は①**社会的に関心の高い事柄**を利用する、②**社会的に信用度の高い機関や類似の名称**を利用する、③**消費者心理（不安）**を利用する、④消費者にある潜在的な**楽をしたい、儲けたい**という心理を利用して**ビジネス関連の勧誘**をする、⑤**情報格差**を利用する、⑥**交渉力格差**を利用する、⑦**一度カモとみると、次々に悪質商法のターゲット**にする。具体例は、今後の事例研修で行う予定です。

○ 消費者トラブルの予防と解決のため

- ①**誰でも欺られるという認識**をもつ（予防） ②**予防・解決、見守りのため契約の基本ルール**を知る。消費者の基本の“キ”は**契約の基本ルールを知る＝契約は合意によって成立する** ③**高齢者の見守り・声掛け・つなぎ**が必要です。

○ おわりに

- ・ 消費者問題は、**デジタル社会の進展と共に、深刻化し複雑で多様**になっています。消費行動を、**人や社会・地域へ配慮した自分で考える消費者**となることが求められます。消費者としては**学習会・事例研修**を行ったり、**基礎的な知識**をもった人や**組織の見守り・協力**をうけることが大切です。



「**寺崎支部**
「しんこう会」
だより」
芝間市社会福祉協議会

第29号-3